

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和7年1月現在)

開設者氏名 宇野真

管理者氏名 宇野真

診療日・診療時間 月曜日～土曜日(祝祭日休診)

午前 9:00～12:00 午後 3:30～6:30

(火曜日は午後のみ、水・土曜日は午前のみ)

▼指定医療機関に関する事項

労災指定医療機関

生活保護法による指定医療機関

被爆者一般疾病医療機関

身体障害者福祉法第15条第1項に指定する医師の指定

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条1項の規定による指定医療機関

指定小児慢性特定疾病医療機関

▼施設基準について

コンタクトレンズ検査料1

明細書発行体制等加算

医療情報取得加算

一般名処方加算

▼「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

▼コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1. 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 292 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 76 点(明細書発行体制等加算 1 点含む)を算定いたします。

2. コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

* 厚生労働省が定める疾病的治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科
学的検査で算定する場合があります。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 宇野真

眼科診療経験 36 年

▼オンライン資格確認について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。受信歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

▼一般名処方について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある医薬品について、一般名処方(特定の医薬品を指定せず、医薬品の有効成分名で処方箋を発行)を行う場合があります。

一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足が発生した場合にも患者様に必要な医薬品の供給がしやすくなります。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため当院では、薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心掛けておりますが、ご不明な点はお問合せください。

▼長期収載品の選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望により後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある一部の先発医薬品(長期収載品)を処方した場合に、後発医薬品(ジェネリック医薬品)との差額の4分の1相当の金額が選定療養として、患者様の自己負担となります。

各種診断書の文書料

2025.4

種別	料金
一般診断書	2000円
身体障害者手帳申請診断書	3000円
障害年金用診断書	3000円
生命保険申請のための診断書	4000円
生命保険照会文書	4000円
生命保険通院証明書	300円
自賠責保険申請のための診断書	4000円
同申請のための診療報酬明細書	1000円
自立支援法関係診断書	5000円
学校伝染病の診断書	0円
労災アフターケア診断書	1000円
医療補助金請求書	300円
指定難病 更新書類	1000円

* 労災診断書等別紙参照(公務災害は労災に準ずる)

* 診察料及び検査料を除く